



福岡県医発第 1677 号 (地)

平成 29 年 9 月 25 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

アリロクマブ製剤 (銘柄名: プラルエント皮下注 75mg ペン等) 及び
プロダルマブ製剤 (銘柄名: ルミセフ皮下注 210mg シリンジ) の
在宅自己注射について

平成 28 年 8 月に薬価基準に収載された医薬品「プラルエント皮下注 75mg ペン」等 (アリロクマブ製剤) 及び「ルミセフ皮下注 210mg シリンジ」 (プロダルマブ製剤) について、平成 29 年 8 月 31 日付け厚生労働省告示第 284 号をもって掲示事項等告示が改正されたこと等により、「C101」在宅自己注射指導管理料の対象となった旨、日本医師会より通知がありました。

概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載が予定されております。

記

・保険医が投与することができる注射薬の追加について

保険医が投与することができる注射薬については、掲示事項等告示第 10 第 1 号に定められているが、平成 28 年 8 月 24 日の中医協総会にて、「既存治療で効果不十分な尋常性乾癬、関節症性乾癬、膿疱性乾癬、乾癬性紅皮症」を効能・効果とする医薬品「ルミセフ皮下注 210mg シリンジ」 (プロダルマブ製剤) を在宅自己注射指導管理料の対象薬剤として追加することが、また平成 29 年 3 月 15

日の中医協総会にて、「家族性高コレステロール血症、高コレステロール血症（ただし、心血管イベントの発現リスクが高く、HMG-CoA 還元酵素阻害剤で効果不十分な場合に限る。）」を効能・効果とする医薬品「プラルエント皮下注 75mg ペン」等（アリロクマブ製剤）を在宅自己注射指導管理料の対象薬剤として追加することが、それぞれ了承された。

これを受け、平成 29 年 8 月 31 日付け厚生労働省告示第 284 号により揭示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等が一部改正されるとともに、同日付け保医発 0831 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知により、本件に関する留意事項が示され、当該製剤が「C101」在宅自己注射指導管理料の対象薬剤とされた。

（添付資料）

1. 官報（平 29. 8. 31 号外第 188 号 抜粋）
2. 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等について
（平 29. 8. 31 保医発 0831 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長通知）

（参考資料）

- ・プロダルマブ製剤及びアリロクマブ製剤の在宅自己注射について

日医発第 590 号（保 107）
平成 29 年 9 月 14 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
横 倉 義 武

アリロクマブ製剤（銘柄名：プラルエント皮下注 75mg ペン等）及び
ブロダルマブ製剤（銘柄名：ルミセフ皮下注 210mg シリンジ）の
在宅自己注射について

平成 28 年 8 月に薬価基準に収載された医薬品「プラルエント皮下注 75mg ペン」等（アリロクマブ製剤）及び「ルミセフ皮下注 210mg シリンジ」（ブロダルマブ製剤）について、平成 29 年 8 月 31 日付け厚生労働省告示第 284 号をもって掲示事項等告示が改正されたこと等により、「C101」在宅自己注射指導管理料の対象となりました。その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

保険医が投与することができる注射薬については、掲示事項等告示第 10 第 1 号に定められているが、平成 28 年 8 月 24 日の中医協総会にて、「既存治療で効果不十分な尋常性乾癬、関節症性乾癬、膿疱性乾癬、乾癬性紅皮症」を効能・効果とする医薬品「ルミセフ皮下注 210mg シリンジ」（ブロダルマブ製剤）を在宅自己注射指導管理料の対象薬剤として追加することが、また平成 29 年 3 月 15 日の中医協総会にて、「家族性高コレステロール血症、高コレス

テロール血症（ただし、心血管イベントの発現リスクが高く、HMG-CoA 還元酵素阻害剤で効果不十分な場合に限る。）」を効能・効果とする医薬品「プラルエント皮下注 75mg ペン」等（アリロクマブ製剤）を在宅自己注射指導管理料の対象薬剤として追加することが、それぞれ了承された。

これを受け、平成 29 年 8 月 31 日付け厚生労働省告示第 284 号により揭示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等が一部改正されるとともに、同日付け保医発 0831 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知により、本件に関する留意事項が示され、当該製剤が「C101」在宅自己注射指導管理料の対象薬剤とされた。

（添付資料）

1. 官報（平 29. 8. 31 号外第 188 号 抜粋）
2. 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等について
（平 29. 8. 31 保医発 0831 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長通知）

（参考資料）

- ・ブロダルマブ製剤及びアリロクマブ製剤の在宅自己注射について

○厚生労働省告示第二百八十四号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ト及び診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年九月一日から適用する。

平成二十九年八月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正）

第一条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第十 厚生労働大臣が定める注射薬等 一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、 活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホ	第十 厚生労働大臣が定める注射薬等 一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、 活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホ

ルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行ってゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグラジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断

ルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行ってゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグラジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断

劑、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製劑、トラネキサム酸製劑、フルルビプロフェンアキセチル製劑、メトクロプラミド製劑、プロクロルペラジン製劑、ブチルスコボラミン臭化物製劑、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合劑、アダリムマブ製劑、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合には限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合には限る。）、テリバラチド製劑、アドレナリン製劑、ヘパリンカルシウム製劑、オキシコドン塩酸塩製劑、アボモルヒネ塩酸塩製劑、セルトリズマブベゴル製劑、トシリズマブ製劑、メトレレプチン製劑、アパタセプト製劑、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製劑、電解質製劑、注射用抗菌薬、エダラボン製劑（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合には限る。）、アスホターゼ アルファ製劑、グラチラマー酢酸塩製劑、脂肪乳劑、セクキヌマブ製劑、エボロクマブ製劑、プロダルマブ製劑及びアリロクマブ製劑	
劑、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製劑、トラネキサム酸製劑、フルルビプロフェンアキセチル製劑、メトクロプラミド製劑、プロクロルペラジン製劑、ブチルスコボラミン臭化物製劑、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合劑、アダリムマブ製劑、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合には限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合には限る。）、テリバラチド製劑、アドレナリン製劑、ヘパリンカルシウム製劑、オキシコドン塩酸塩製劑、アボモルヒネ塩酸塩製劑、セルトリズマブベゴル製劑、トシリズマブ製劑、メトレレプチン製劑、アパタセプト製劑、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製劑、電解質製劑、注射用抗菌薬、エダラボン製劑（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合には限る。）、アスホターゼ アルファ製劑、グラチラマー酢酸塩製劑、脂肪乳劑、セクキヌマブ製劑及びエボロクマブ製劑	
（特掲診療料の施設基準等の一部改正） 第二条 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。	改 正 後
別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジボンブ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 インスリン製劑 性腺刺激ホルモン製劑 ヒト成長ホルモン劑	
別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジボンブ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 インスリン製劑 性腺刺激ホルモン製劑 ヒト成長ホルモン劑	改 正 前

劑 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製劑 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製劑 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製劑 乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製劑 乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製劑 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製劑 乾燥人血液凝固第Ⅹ因子製劑 顆粒球コロニー形成刺激因子製劑 性腺刺激ホルモン放出ホルモン劑 ソマトスタチンアナログ ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体 グルカゴン製劑 グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト ヒトソマトメジンＣ製劑 インターフェロンアルファ製劑 インターフェロンベータ製劑 エタネルセプト製劑 ペグビソマント製劑 スマトリプタン製劑 グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合劑 アダリムマブ製劑 テリバラチド製劑 アドレナリン製劑 ヘパリンカルシウム製劑 アボモルヒネ塩酸塩製劑 セルトリズマブベゴル製劑 トシリズマブ製劑 メトレレプチン製劑 アパタセプト製劑 pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製劑 アスホターゼ アルファ製劑 グラチラマー酢酸塩製劑 セクキヌマブ製劑 エボロクマブ製劑 プロダルマブ製劑 アリロクマブ製劑	劑 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製劑 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製劑 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製劑 乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製劑 乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製劑 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製劑 乾燥人血液凝固第Ⅹ因子製劑 顆粒球コロニー形成刺激因子製劑 性腺刺激ホルモン放出ホルモン劑 ソマトスタチンアナログ ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体 グルカゴン製劑 グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト ヒトソマトメジンＣ製劑 インターフェロンアルファ製劑 インターフェロンベータ製劑 エタネルセプト製劑 ペグビソマント製劑 スマトリプタン製劑 グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合劑 アダリムマブ製劑 テリバラチド製劑 アドレナリン製劑 ヘパリンカルシウム製劑 アボモルヒネ塩酸塩製劑 セルトリズマブベゴル製劑 トシリズマブ製劑 メトレレプチン製劑 アパタセプト製劑 pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製劑 アスホターゼ アルファ製劑 グラチラマー酢酸塩製劑 セクキヌマブ製劑 エボロクマブ製劑
---	---

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
揭示事項等の一部改正等について

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）及び特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）が、平成29年厚生労働省告示第284号をもって改正され、平成29年9月1日付で適用されることとされたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、揭示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等の改正に伴い、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日付け保医発0304第3号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正しますので、併せて貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 揭示事項等告示の一部改正について
プロダルマブ製剤及びアリロクマブ製剤について、揭示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。
- 2 特掲診療料の施設基準等の一部改正について
プロダルマブ製剤及びアリロクマブ製剤について、特掲診療料の施設基準等別表第九「在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。
- 3 揭示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等の一部改正に伴う留意事項について
ルミセフ皮下注210mgシリンジ
本製剤はプロダルマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59

号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

本製剤は針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

4 関係通知の一部改正について

(1)「使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正等について」(平成28年8月30日付け保医発0830第1号)の記の3に次のように加える。

(5)本製剤はアリロクマブ製剤であり、プラルエント75mgペン及び同150mgペンの自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できる。

なお、本製剤の使用上の注意において、「自己投与にはプラルエント皮下注75mgペン又はプラルエント皮下注150mgペンを用いること。」とされているので、プラルエント皮下注75mgシリンジ及び同150mgシリンジについては、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料は算定できないことに留意すること。

(6)本製剤については針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(2)留意事項通知の一部を次のように改正する。

別添1第2章第2部第3節C200(1)中「及びエボロクマブ製剤」を「、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤及びアリロクマブ製剤」に改める。

別添3区分01(5)イ中「及びエボロクマブ製剤」を「、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤及びアリロクマブ製剤」に改める。

別添3別表1中「及びエボロクマブ製剤」を「、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤及びアリロクマブ製剤」に改める。

別添3別表2中「エボロクマブ製剤」の次に「プロダルマブ製剤」及び「アリロクマブ製剤」を加える。

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

改 正 後	現 行
別添1 第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療 第3節 薬剤料 C200 薬剤	別添1 第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療 第3節 薬剤料 C200 薬剤
(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第 因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第 因子加活性化第 因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第 因子製剤、乾燥人血液凝固第 因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第 因子製剤、乾燥人血液凝固第 因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロナルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド - 1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンE ₂ 製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H ₂ 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製	(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第 因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第 因子加活性化第 因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第 因子製剤、乾燥人血液凝固第 因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第 因子製剤、乾燥人血液凝固第 因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロナルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド - 1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンE ₂ 製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H ₂ 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製

剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコ
ポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシ
ン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポ
エチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、
ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマ
ブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセ
プト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電
解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ
製剤及びグラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、
エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤及びアリロクマブ製剤

別添 3

区分 0 1 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等
のために投与される薬剤(インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、
遺伝子組換え活性型血液凝固第 因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固
第 因子加活性化第 因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第 因子
製剤、乾燥人血液凝固第 因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固
第 因子製剤、乾燥人血液凝固第 因子製剤、活性化プロトロン
ビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続
携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激
ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピ
ン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー
形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インター
フェロンベータ製剤、プブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グル
カゴン製剤、グルカゴン様ペプチド - 1 受容体アゴニスト、ヒ

剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコ
ポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシ
ン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポ
エチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、
ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマ
ブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセ
プト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電
解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤及びアスホターゼ アル
ファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤
及びエボロクマブ製剤

別添 3

区分 0 1 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等
のために投与される薬剤(インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、
遺伝子組換え活性型血液凝固第 因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固
第 因子加活性化第 因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第 因子
製剤、乾燥人血液凝固第 因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固
第 因子製剤、乾燥人血液凝固第 因子製剤、活性化プロトロン
ビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続
携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激
ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピ
ン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー
形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インター
フェロンベータ製剤、プブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グル
カゴン製剤、グルカゴン様ペプチド - 1 受容体アゴニスト、ヒ

トソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンE₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤及びアリロクマブ製剤）に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合

トソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンE₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤及びエボロクマブ製剤）に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合

は、この限りでない。

ウ (略)

(7)～(14) (略)

別表 1

- インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第 因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第 因子加活性化第 因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第 因子製剤、乾燥人血液凝固第 因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第 因子製剤、乾燥人血液凝固第 因子製剤 (活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド - 1 受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジン C 製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L - システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン (皮下注射) 製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤及びアリロクマブ製剤の自己注射のために

は、この限りでない。

ウ (略)

(7)～(14) (略)

別表 1

- インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第 因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第 因子加活性化第 因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第 因子製剤、乾燥人血液凝固第 因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第 因子製剤、乾燥人血液凝固第 因子製剤 (活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド - 1 受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジン C 製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L - システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン (皮下注射) 製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤及びエボロクマブ製の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器 (針

用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年3月厚生労働省告示第61号）の別表の に規定されている特定保険医療材料

別表 2

インスリン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第 因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第 因子製剤

乾燥人血液凝固第 因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第 因子製剤

乾燥人血液凝固第 因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

性腺刺激ホルモン製剤

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

ソマトスタチンアナログ

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

ブプレノルフィン製剤

抗悪性腫瘍剤

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド - 1 受容体アゴニスト

ヒトソマトメジン C 製剤

を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年3月厚生労働省告示第61号）の別表の に規定されている特定保険医療材料

別表 2

インスリン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第 因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第 因子製剤

乾燥人血液凝固第 因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第 因子製剤

乾燥人血液凝固第 因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

性腺刺激ホルモン製剤

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

ソマトスタチンアナログ

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

ブプレノルフィン製剤

抗悪性腫瘍剤

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド - 1 受容体アゴニスト

ヒトソマトメジン C 製剤

エタネルセプト製剤
ペグビソマント製剤
スマトリプタン製剤
グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L - シス
テイン塩酸塩配合剤
アダリムマブ製剤
テリパラチド製剤
アドレナリン製剤
ヘパリンカルシウム製剤
アポモルヒネ塩酸塩製剤
セルトリズマブペゴル製剤
トシリズマブ製剤
メトレレプチン製剤
アバタセプト製剤
pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤
アスホターゼ アルファ製剤
グラチラマー酢酸塩製剤
セクキヌマブ製剤
エボロクマブ製剤
プロダルマブ製剤
アリロクマブ製剤

エタネルセプト製剤
ペグビソマント製剤
スマトリプタン製剤
グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L - シス
テイン塩酸塩配合剤
アダリムマブ製剤
テリパラチド製剤
アドレナリン製剤
ヘパリンカルシウム製剤
アポモルヒネ塩酸塩製剤
セルトリズマブペゴル製剤
トシリズマブ製剤
メトレレプチン製剤
アバタセプト製剤
pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤
アスホターゼ アルファ製剤
グラチラマー酢酸塩製剤
セクキヌマブ製剤
エボロクマブ製剤

「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（平成28年8月30日付け保医発0830第1号）の記の3

改 正 後	現 行
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について プラルエント皮下注75mgシリンジ、同150mgシリンジ、同75mgペン及び同150mgペン （１）～（４）（略） <u>（５）本製剤はアリロクマブ製剤であり、プラルエント75mgペン及び同150mgペンの自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できる。</u> <u>なお、本製剤の使用上の注意において、「自己投与にはプラルエント皮下注75mgペン又はプラルエント皮下注150mgペンを用いること。」とされているので、プラルエント皮下注75mgシリンジ及び同150mgシリンジについては、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料は算定できないことに留意すること。</u> <u>（６）本製剤については針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。</u>	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について プラルエント皮下注75mgシリンジ、同150mgシリンジ、同75mgペン及び同150mgペン （１）～（４）（略） （新設）

プロダルマブ製剤及びアリロクマブ製剤の在宅自己注射について

保険医が投与することができる注射薬については、揭示事項等告示第 10 第 1 号に定められているが、平成 28 年 8 月 24 日の中医協総会にて、「既存治療で効果不十分な尋常性乾癬、関節症性乾癬、膿疱性乾癬、乾癬性紅皮症」を効能・効果とする医薬品「ルミセフ皮下注 210mg シリンジ」（プロダルマブ製剤）を在宅自己注射指導管理料の対象薬剤として追加することが、また平成 29 年 3 月 15 日の中医協総会にて、「家族性高コレステロール血症、高コレステロール血症（ただし、心血管イベントの発現リスクが高く、HMG-CoA 還元酵素阻害剤で効果不十分な場合に限る。）」を効能・効果とする医薬品「プラルエント皮下注 75mg ペン」等（アリロクマブ製剤）を在宅自己注射指導管理料の対象薬剤として追加することが、それぞれ了承された。

これを受け、平成 29 年 8 月 31 日付け厚生労働省告示第 282 号により揭示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等が一部改正されるとともに、同日付け保医発 0831 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知により、本件に関する留意事項が示され、当該製剤が「C101」在宅自己注射指導管理料の対象薬剤とされた。

（１）平成 29 年 8 月 31 日付け厚生労働省告示第 284 号による揭示事項等告示（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）の改正

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC 製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジン I₂ 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂ 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤及びアリロクマブ製剤

※改正箇所下線部

(2) 平成 29 年 8 月 31 日付け厚生労働省告示第 284 号による特掲診療料の施設基準等（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）の改正

別表第九

別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬

インスリン製剤

性腺刺激ホルモン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤

乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

ソマトスタチンアナログ

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリブタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アボモルヒネ塩酸塩製剤

セルトリズマブペゴル製剤

トシリズマブ製剤

メトレレプチン製剤

アバタセプト製剤

pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤

アスホターゼ アルファ製剤

グラチラマー酢酸塩製剤

セクキヌマブ製剤

エボロクマブ製剤

プロダルマブ製剤

アリロクマブ製剤

※改正箇所下線部

(3) 平成 29 年 8 月 31 日付け保医発 0831 第 1 号による「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 28 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 3 号)の改正

第 2 章 特掲診療料

第 2 部 在宅医療

第 3 節 薬剤料

C 2 0 0 薬剤

- (1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジン C 製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジン I₂ 製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤及びアリロクマブ製剤

- (2) 以下略

※改正箇所下線部

（４）平成 29 年 8 月 31 日付け保医発 0831 第 1 号による「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 28 年 8 月 30 日付け保医発 0830 第 1 号）の一部改正

3 プラルエント皮下注 75mg シリンジ、同 150mg シリンジ、同 75mg ペン及び同 150mg ペン

（１）本製剤については、最適使用推進ガイドラインに従い、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間、本製剤の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用するよう十分留意すること。

（２）本製剤の効能・効果は「家族性高コレステロール血症、高コレステロール血症。ただし、心血管イベントの発現リスクが高く、HMG-C o A還元酵素阻害剤で効果不十分な場合に限る」であることから、心血管イベントの発現リスクが高く、HMG-C o A還元酵素阻害剤の最大耐用量を服用しているが、十分な治療効果が得られていない患者に限り使用すること。

また、本製剤の使用上の注意において、「本剤投与にあたっては、あらかじめ高コレステロール血症治療の基本である食事療法を行い、更に運動療法、禁煙、他の虚血性心疾患のリスクファクター（糖尿病、高血圧症等）の軽減等も十分考慮すること」とされているので、患者に対して必要な治療及び指導を十分に行った上で、本製剤の使用を考慮すること。

（３）本製剤の投与開始に当たっては、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。本製剤の継続投与に当たっては、投与開始時の情報を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

① 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」又は「施設要件イ」と記載）

ア 医師免許取得後、満 6 年以上の臨床研修歴を有し、このうち 3 年以上は循環器診療に関する臨床研修歴を有する医師が所属する施設

イ 医師免許取得後、満 6 年以上の臨床研修歴を有し、このうち 3 年以上は動脈硬化学に関する臨床研修歴を有する医師が所属する施設

② 本製剤の使用が必要と判断するに当たって参照した LDL-C コレステロールの検査値及び当該検査の実施年月日

③ 食事療法を行っている旨、及び患者の状況に応じて、運動、喫煙等に関する指導又は糖尿病、高血圧症等の虚血性心疾患の危険因子に対する治療若しくは指導を行っている旨

④ 投与中の HMG-C o A還元酵素阻害剤の成分名及び 1 日投与量。なお、1 日投与量が最大用量でない場合は、最大耐用量である旨もあわせて記載すること。

⑤ 家族性高コレステロール血症以外の患者では、以下の心血管イベントのリスク因子のいずれに該当するか（「リスク因子ア」から「リスク因子オ」までのうち該当するものを記載）。

ア 冠動脈疾患（安定狭心症に対する冠動脈形成術を含む）の既往歴

イ 非心原性脳梗塞の既往歴

ウ 糖尿病

エ 慢性腎臓病

オ 末梢動脈疾患

⑥ 家族性高コレステロール血症以外の患者で、⑤の「リスク因子ウ」から「リスク因子オ」までのいずれかに該当する場合、投与中の HMG-C o A還元酵素阻害剤の投与期間

（４）（１）にかかわらず、次の場合においては投与が認められるものとする。

① 平成 29 年 3 月 31 日以前に既に本製剤の投与を受けている患者については、医学薬学的に本製剤の投与が不要となるまでの間は投与が認められるものとする。その際、（３）を記載できない場合は、従前のおり次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載するとともに、投与中である旨（「投与中患者」と記載）及び当該患者に初めて本製剤を投与した年月を記載すること。

ア 本製剤の使用が必要と判断するに当たって参照したLDL-Cコレステロールの検査値及び当該検査の実施年月日

イ 食事療法を行っている旨、及び患者の状況に応じて、運動、喫煙等に関する指導又は糖尿病、高血圧症等の虚血性心疾患の危険因子に対する治療若しくは指導を行っている旨

ウ 投与中のHMG-CoA還元酵素阻害剤の成分名及び1日投与量。なお、1日投与量が最大用量でない場合は、最大耐用量である旨もあわせて記載すること。

エ 家族性高コレステロール血症以外の患者では、心血管イベントの発現リスクが高いと判断した理由（冠動脈疾患、非心原性脳梗塞、末梢動脈疾患、糖尿病若しくは慢性腎臓病に罹患していること若しくはそのいずれかの既往歴を有すること、又は複数の危険因子が認められること）。

- ② 平成 29 年 3 月 31 日以前に本製剤の使用実績がある保険医療機関において、本製剤を初めて投与する必要がある患者に対しては、平成 29 年 4 月 30 日までの間は投与開始が認められ、また、医学薬学的に本製剤の投与が不要となるまでの間は投与が認められるものとする。その際、（3）を記載できない場合は、従前のおり（4）①に掲げる事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載するとともに、当該保険医療機関での使用実績がある旨（「使用実績有」と記載）及び当該患者に初めて本製剤を投与した年月を記載すること。

（5）本製剤はアリロクマブ製剤であり、プラルエント 75mg ペン及び同 150mg ペンの自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。） 区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できる。

なお、本製剤の使用上の注意において、「自己投与にはプラルエント皮下注 75mg ペン又はプラルエント皮下注 150mg ペンを用いること。」とされているので、プラルエント皮下注 75mg シリンジ及び同 150mg シリンジについては、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料は算定できないことに留意すること。

（6）本製剤については針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

※改正箇所下線部

（5）揭示事項告示及び特掲診療料の施設基準等の一部改正に伴う留意事項について（平成 29 年 8 月 31 日付 保医発 0831 第 1 号）

ルミセフ皮下注 210mg シリンジ

- ① 本製剤はプロダルマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。） 区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

※改正箇所下線部

（日本医師会医療保険課）